

(3) 課税内容

項 目	1 案	2 案	3 案	4 案
課税対象	県内で処分されるすべての産業廃棄物	県内で処分されるすべての産業廃棄物	県内で埋め立てされる産業廃棄物	県内で埋め立てされる産業廃棄物
納税義務者	排出事業者（年間搬入量500t超の県内外約400社）	排出事業者（県内外数万社）	中間処理業者を含む排出事業者（県内外約2,500社）	埋立処分業者（県内約20社）
特別徴収義務者	なし	中間処理業者と埋立処分業者（県内約200社）	埋立処分業者（県内約20社）	なし
納税方法	申告納付	特別徴収	特別徴収	申告納付
考 え 方	排出事業者が納税義務者として直接納税する。	排出事業者が納税義務者であるが、特別徴収義務者を介して納税する。	排出事業者が納税義務者として特別徴収義務者を介して納税するが中間処理業者も納税義務者となる。	埋立処分業者が納税義務者として直接納税する。
流 れ	<pre> graph TD A[排出事業者] -- 納税義務者 --> B[課税] B --> C[中間処理業者] C -- 課税 --> D[埋立処分業者] </pre>	<pre> graph TD A[排出事業者] -- 納税義務者 --> B[課税] B --> C[中間処理業者] C -- 特別徴収義務者 --> D[埋立処分業者] D -- 特別徴収義務者 --> E[課税] </pre>	<pre> graph TD A[排出事業者] -- 納税義務者 --> B[課税] B --> C[中間処理業者] C -- 納税義務者 --> D[埋立処分業者] D -- 特別徴収義務者 --> E[課税] </pre>	<pre> graph TD A[排出事業者] -- 納税義務者 --> B[課税] B --> C[埋立処分業者] C -- 納税義務者 --> D[課税] </pre>
税 率	搬入量1トン当たり1,000円～2,000円（財政需要との関係で今後検討）	搬入量1トン当たり1,000円～2,000円（財政需要との関係で今後検討）	埋立量1トン当たり1,000円～2,000円（財政需要との関係で今後検討）	埋立量1トン当たり1,000円～2,000円（財政需要との関係で今後検討）
税収規模	約6億円～12億円	約8億円～16億円	約6億円～12億円	約6億円～12億円
非課税と減免措置	リサイクル施設への搬入一定の搬入量で裾切り	リサイクル施設への搬入	なし	なし
主な論点	- 税制度の直接の効果として発生抑制、リサイクル等への誘因となることが期待できる。 - 県外の排出事業者に県条例で義務を課すことができないという意見もある。	- 税制度の直接の効果として発生抑制、リサイクル等への誘因となることが期待できる。 - 小規模な事業者も含め全ての排出事業者が納税義務者となる。	- 税制の仕組みが比較的簡素である。 - 中間処理業者へ搬入する排出事業者の排出責任は間接的に問うこととなる。	- 税制の仕組みが簡素である。 - 排出事業者の排出責任は間接的に問うこととなる。